

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 6月 26日
【会社名】	日特建設株式会社
【英訳名】	NITTOC CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中森 保
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座8丁目14番14号
【縦覧に供する場所】	日特建設株式会社札幌支店 (札幌市厚別区大谷地東4丁目2番20号(第二西村ビル)) 日特建設株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区名駅3丁目21番4号(名銀前駅前ビル)) 日特建設株式会社大阪支店 (大阪市北区万歳町4番12号(浪速ビル)) 日特建設株式会社九州支店 (福岡市博多区下川端町1丁目3番(博多東京海上日動ビル別館))

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である中森保は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。

その責任の遂行にあたり、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界があるので、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行った。

当社は、当事業年度の財務報告に係る内部統制について「財務報告に係る内部統制の整備計画書[2008年度]」及び「財務報告に係る内部統制の評価計画書[2008年度]」（2008年8月1日制定）に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセス及び財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制が適切に機能し、財務情報を作成するための要件を確保する合理的な保証を提供しているかを確認し、それを通じて、内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲とした。

評価範囲の決定手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定することとした。

重要な事業拠点を選定する際には、拠点を事業として識別し、連結ベースの売上高の概ね2/3に達する拠点を選定した結果、基礎・土木事業が重要な拠点として選定された。当該重要な拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目は、完成工事高、完成工事原価、完成工事未収入金、未成工事支出金、工事未払金及び未成工事受入金である。

また、財務報告への影響を勘案して、すべての事業拠点における重要性の大きい業務プロセスと特定した税効果、資産の評価、引当金の設定及び決算整理仕訳については、個別に評価対象に追加した。

## 3【評価結果に関する事項】

上記評価手続を実施した結果、平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。